

岩倉市農地バンク制度

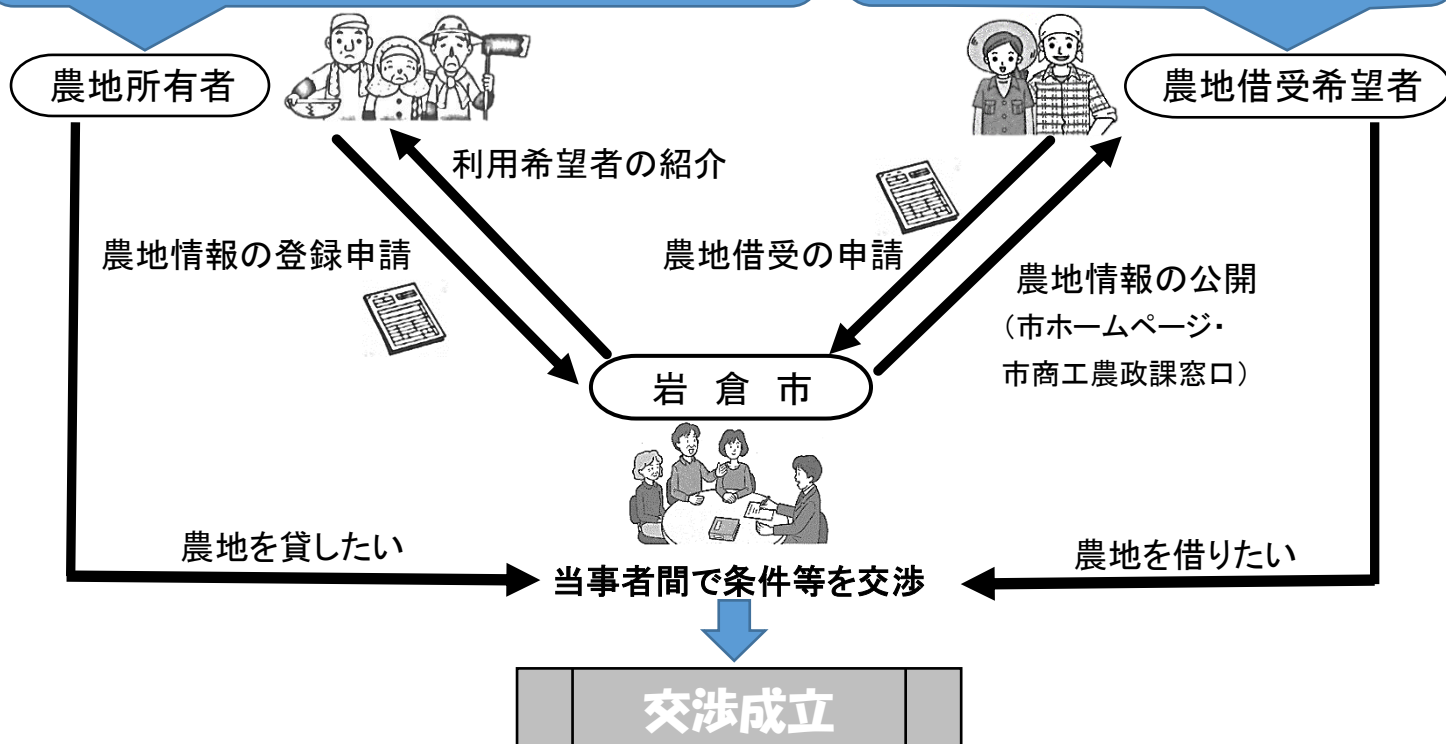


農地バンクとは、所有者が耕作、管理できなくなった農地を、借受希望者へ市が窓口となって広く紹介する制度です。市は、登録された農地情報をホームページ等で広く公開し、就農希望者や規模拡大など農地を探している人へ紹介します。

こんなときは、ご相談ください！

農地を所有しているが、自分で耕作・管理する時間が無い。
高齢などによって農業のリタイアを考えている。

新規就農希望で、農地情報を探している。
農業経営の規模を拡大したい。



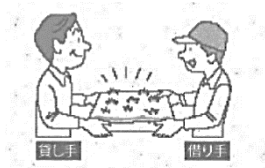
《農地法の許可申請、その他必要な法的手続きを行う》

農地を貸したい方(農地所有者)

市商工農政課に「岩倉市農地バンク登録申請書」を提出してください。

【主な登録できる農地の要件】

- ・ 岩倉市内の市街化調整区域内の農地(市街化区域内農地は除く)
 - ・ 貸付又は売買時に、耕作の妨げとなる権利設定等(賃借権、特定作業受託等)がされていない農地
- ※ 貸借の契約が成立するまでの農地の維持管理は農地所有者が行ってください。



農地を借りたい方(農地借受希望者)

市商工農政課に「岩倉市農地バンク借受申請書」を提出してください。

※借受申請には一定の農業経験や経営農地面積などの要件あり。

★問合せ先★

岩倉市建設部商工農政課 : 岩倉市栄町一丁目66番地

TEL 0587-38-5812

